

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 徳島市 (36201) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 勝占地区 (大谷、北山、方上、勝占、西須賀、大松、三軒屋、大原、論田、雑賀、小神子) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年2月17日 (第7回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・一部を除いて水の便が悪い農地がほとんどである。
 ・農家は今の経営規模を維持するのに精一杯だ。これからますます農地を貸したいという人は増えるであろうから、新規就農者の確保や育成が必要になってくる。
 ・地域でまとまって意識改革をし、大規模化や集落営農化を図る必要がある。
 ・農地中間管理機構等の制度周知ができていない。
 主な作物: 水稻、ブロッコリー、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 345 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 345 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 西須賀町鶴島11番1 1,960㎡、西須賀町鶴島11番5 657㎡、北山町銭亀坂61番1 1,001㎡
 ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年10月7日～10月21日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 三軒屋町下分33番1 2,629㎡、大谷町紅葉山49番15 45㎡、大谷町紅葉山49番16 48㎡
 ・以下の農地における転用について協議の場(令和7年11月28日～12月12日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 三軒屋町東83番3 298㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| ・対象地区内の農地利用は、中心経営体である担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| ・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| ・老朽化している用排水施設等の改修を進め、有効利用を図っていく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| ・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや技術的指導の支援を図っていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| ・地域として、集落営農組織の設立やサポート体制の整備が必要な時期に来ていることを共通認識し、取り組んでいく。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや狸などの被害が拡大しないように、柵や檻の設置等で対策するとともに、獣害の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。